

65歳以上の人へ 介護保険料のお知らせ

申・問 佐賀中部広域連合 業務課
 高齢・障害者支援課 高齢者支援係
 ☎ 0952-401135



令和8年度の介護保険料は、4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などによって7月に確定します。保険料が確定するまでの納付方法は次のとおりです。

■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、令和8年2月と同額を天引き（8月から保険料が変更になる場合あり）。

■普通徴収（口座振替・納付書）

4月から7月までは令和8年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、令和7年度住民税の課税状況により算定した保険料を暫定的に納付（4月中旬に納入通知書を送付）。

介護保険料の減免

災害や著しい収入の減少（失業や長期入院など）などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免制度があります（失業は定年退職・自己都合退職は除く）。
 くわしくは、佐賀中部広域連合業務課へお問い合わせください。

■令和8年度 65歳以上の段階別介護保険料額（概要）

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます
 ※第1段階から第3段階までの保険料の軽減対策を行っています

所得段階	対象となる人	率	年額
第1段階	生活保護受給者の人	0.285	20,388円
	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が		
第2段階	82万6,500円以下の人	0.485	34,692円
第3段階	82万6,500円超120万円以下の人	0.685	48,996円
第4段階	120万円超の人	0.900	64,368円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が		
第6段階	82万6,500円超の人	基準値(1.000)	71,520円
第7段階	120万円未満の人	1.200	85,824円
第8段階	120万円以上210万円未満の人	1.300	92,976円
第9段階	210万円以上320万円未満の人	1.500	107,280円
第10段階	320万円以上420万円未満の人	1.700	121,584円
第11段階	420万円以上520万円未満の人	1.900	135,888円
第12段階	520万円以上620万円未満の人	2.100	150,192円
第13段階	620万円以上720万円未満の人	2.300	164,496円
	720万円以上の人	2.400	171,648円

贈答品・骨董品・遺品・電化製品などの買取り/引取り

- ・うつわ全般（有田焼・陶磁器・ガラス工芸・金属工芸・漆器など）※使用未使用問わず
- ・美術品（日本・中国・海外・仏教美術含む）・茶道関連・DVD・ビデオテープ
- ・パソコン・ゲーム機/ソフト・AV機器・楽器・音響関係 **その他何でもご相談どうぞ！**

アイディーサービス TEL：090-9951-7887（田嶋）

武雄市武雄町富岡8408-6 【許可番号 911120009275】 [✉tashima1118@gmail.com](mailto:tashima1118@gmail.com)

広告